

和歌山大学COC+推進委員会規程

制 定 平成27年11月27日

法人和歌山大学規程第1704号

最終改正 令和 2年 8月 3日

(趣旨)

第1条 和歌山大学（以下「本学」という。）に、本学における「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」（以下「COC+」という。）を推進するため、和歌山大学COC+推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 事業運営に関すること。
- (3) 事業予算に関すること。
- (4) 事業実施に係る人事に関すること。
- (5) その他COC+の推進に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 教学担当の理事
- (2) COC+推進室長
- (3) 各学部から選出された教員（評議員） 各1名
- (4) COC+推進コーディネーター
- (5) COC+推進室から選出された教員 2名
- (6) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第3号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期中欠員が生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代行する。

(開会)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

(議決)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第8条 委員会は、必要に応じ事業に関する立案について、作業部会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学務課において処理する。

COC+推進委員会規程

附 則

- 1 この規程は、平成27年11月27日から施行する。
- 2 第3条第2項に定める委員の最初の任期は、平成29年3月31日までとする。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1781号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2144号）

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2236号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月3日一部改正：法人和歌山大学規程第2299号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。